

税

の申告

申告期限は
3月15日

まもなく、町県民税の申告と所得税の確定申告の時期です。申告相談の受け付けは、町内の公民館などで行います（日程は次のページのとおり）。申告期限は「町県民税」「所得税」いずれも3月15日です。町県民税の申告書は、原則として1月1日現在で住所のある市区町村に提出してください。

町県民税

申告が必要なかた

次のようなかたは、町県民税の申告が必要です。

- ① 昨年中（平成22年1月1日～平成22年12月31日）に所得があったかた（公的年金などの受給者を含む）。ただし、給与所得者は次に該当するかた。
- （イ）勤務先から給与支払報告書が提出されていないかた。
- （ロ）給与所得のほかに、事業所得、不動産所得、配当所得、雑所得などの所得があったかた。
- （ハ）給与所得だけのかたで平成22年中に会社を退職した

申告相談のとき に必要なもの

町県民税の申告と所得税の確定申告には次のものが必要です。忘れずに会場にお持ちください。

- ① 印鑑
- ② 町から配布された町県民税の申告書と税務署から配布された確定申告書
- ③ 昨年中の所得がわかるもの

◇給与所得者：源泉徴収票、給与支払証明書

◇公的年金などの受給者：公的年金等源泉徴収票

◇営業等所得者：収入や経費のわかる帳簿など

④ 生命保険料の掛金支払証明書

⑤ 地震保険料の掛金支払証明書

⑥ 国民年金保険料等の支払を証する書類

⑦ 身障者手帳または療育手帳

⑧ 要介護（支援）認定を受けているかたは、障害者控除対象者認定書

⑨ 預金口座番号のわかるもの

⑩ 平成22年中に新増築、購入などにより家屋を取得し、住宅借入金（取得）等特別控除の適用を受けようとするかたは、前記のほかに添付書類が必要です。お

申告書の書き方

町県民税の申告書は2月1日に配布します。書き方については「平成23年度分町県民税の申告の手引き」をご覧ください。

なお、町から申告書が送付されないかたでも、譲渡所得や生命保険満期などの一時所得があるかたは、申告日に相談してください。

還付申告は1月からできます

= e-Tax または長井税務署で申告できます =

所得税の確定申告は、平成22年中の所得と、それに対する所得税の納めすぎや不足分を精算するための申告です。源泉徴収や予定納税で納めすぎになっているかたや、給与所得者で雑損控除や医療費控除を受けられるかた、年の途中で退職し、その後就職しないため年末調整を受けなかったかたなどは、確定申告をしないと納めすぎになっている税金が還付されません。税金の還付申告を行うかたは、e-Tax または所轄税務署（町内在住のかたは長井税務署／☎84-1810）でも受け付けますので、お早めに申告してください。なお、申告の際は源泉徴収票、印鑑（朱肉を使用するもの）、預金通帳（ゆうちょ銀行も可）を持参してください。

※詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。

www.e-tax.nta.go.jp

お願い

● 農業所得の申告は、農業における収入、経費のすべての資料を基に計算された収支計算書の提出が必要です。

● 農作業の委託費や小作料の控除を受けようとするかたは、支払額、支払先を明確

問い合わせください。

*なお、住宅借入金（取得）等特別控除には適用要件がありますので、あてはまるかどうかお確かめのうえ、準備されることをおすすめします。

⑪ 平成22年中に多額の医療費の支払いがあったかたは、医療費控除を受けるかたは、医療費の領収書が必要です。

● 新規に購入された事業用機械、農機具などがありましてその領収書や販売証明書をご持参ください。共有で購入されたかたは、申告前に税務出納課に領収書や販売証明書を持参してください。

● 計算のもとになった資料も申告の際持参してください。

● 農業者年金経営移譲に関するかたは、農業所得の申告名義人が正しいか確認のうえ申告してください。

● 新規に購入された事業用機械、農機具などがありましてその領収書や販売証明書をご持参ください。共有で購入されたかたは、申告前に税務出納課に領収書や販売証明書を持参してください。

● 計算のもとになった資料も申告の際持参してください。

● 農業者年金経営移譲に関するかたは、農業所得の申告名義人が正しいか確認のうえ申告してください。

● 新規に購入された事業用機械、農機具などがありましてその領収書や販売証明書をご持参ください。共有で購入されたかたは、申告前に税務出納課に領収書や販売証明書を持参してください。

● 計算のもとになった資料も申告の際持参してください。

● 農業者年金経営移譲に関するかたは、農業所得の申告名義人が正しいか確認のうえ申告してください。

● 新規に購入された事業用機械、農機具などがありましてその領収書や販売証明書をご持参ください。共有で購入されたかたは、申告前に税務出納課に領収書や販売証明書を持参してください。

● 計算のもとになった資料も申告の際持参してください。

● 農業者年金経営移譲に関するかたは、農業所得の申告名義人が正しいか確認のうえ申告してください。

● 新規に購入された事業用機械、農機具などがありましてその領収書や販売証明書をご持参ください。共有で購入されたかたは、申告前に税務出納課に領収書や販売証明書を持参してください。